

各 位

会 社 名 新日本空調株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 薫  
コード番号 1952 (東証 第 1 部)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 楠田守雄  
(TEL 03-3639-2700)

独占禁止法違反容疑に関する再発防止のための監視機関設置ならびに  
内部統制システムの基本方針の一部改定について

平成 26 年 3 月 6 日付「独占禁止法違反容疑に関する再発防止策について」でもお知らせいたしておりますが、再発防止に向けてコンプライアンスの一層の強化、徹底を図るため、本日開催の取締役会において、下記の監視機関の設置を決議いたしました。

また、内部統制システムの基本方針の一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. コンプライアンスに係わる監視機関の設置

1) 経営倫理委員会

当社におけるガバナンスの強化を図るため、代表取締役社長を委員長に、社外有識者を含めた「経営倫理委員会」を設置し、経営上の観点から、事業全般についてのコンプライアンス上の課題検討と対応を行い、独占禁止法違反を含む種々のリスクに対処する。

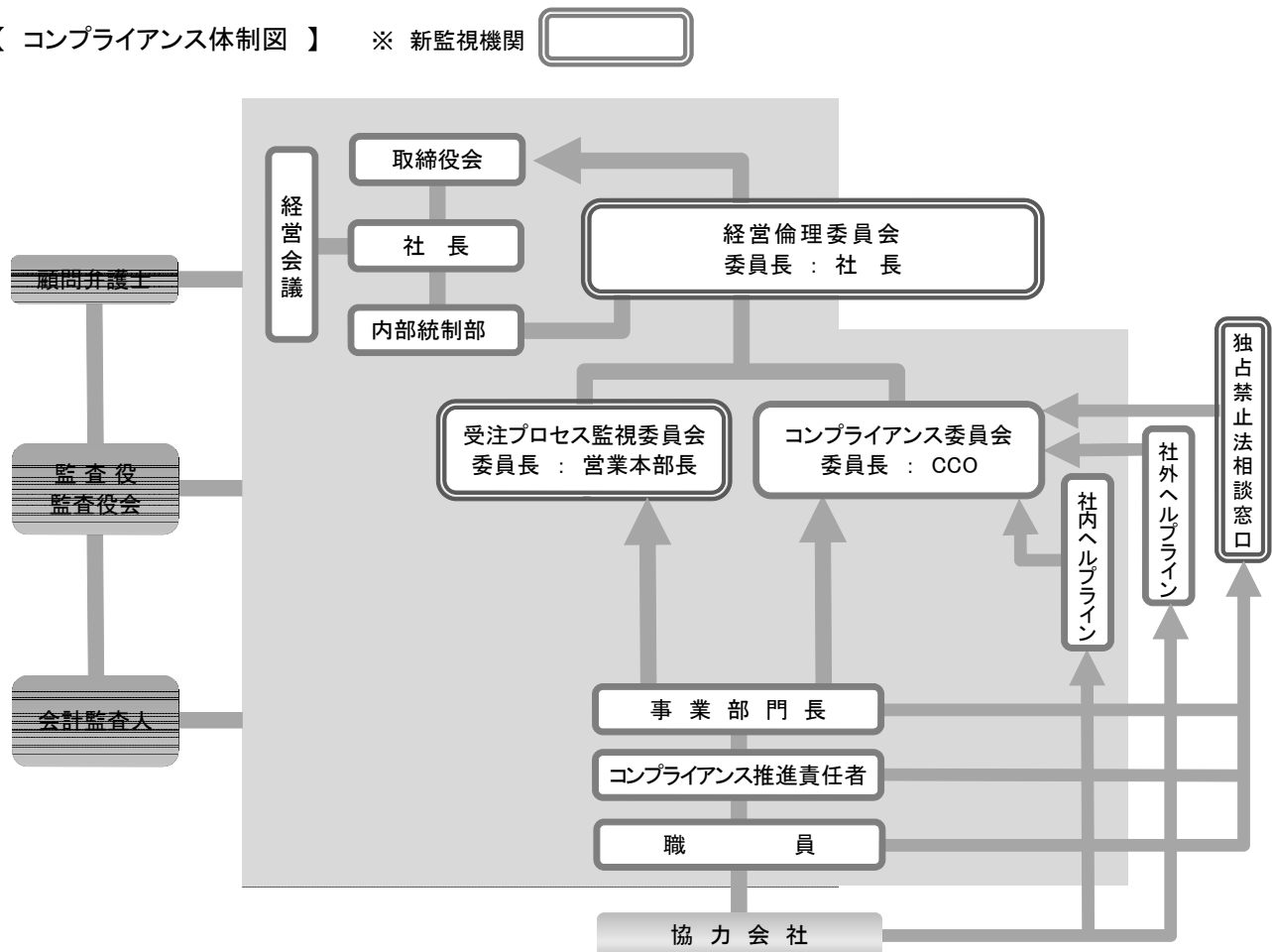
2) 受注プロセス監視委員会

独占禁止法違反の未然防止を図るため、営業本部長を委員長に、内部統制部員を含めた「受注プロセス監視委員会」(経営倫理委員会の下部組織)を設置し、入札案件について、入札前の段階において不適切な営業活動の有無をチェック、監視するとともに、同業他社および協会等との接触状況について確認し、「経営倫理委員会」に報告を行う。

3) 独占禁止法相談窓口

独占禁止法に精通する社外有識者を窓口とした「独占禁止法相談窓口」を設置し、日々の営業上の疑問点について相談することにより、独占禁止法違反の未然防止に努める。

【 コンプライアンス体制図 】 ※ 新監視機関



## 2. 業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の基本方針の一部改定

\* 改定部分に下線を付しております。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、法令、社会規範、倫理などの厳守(コンプライアンス)を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として企業行動憲章を制定し、役員、職員に順守を求める。
- 2) ガバナンスの強化を図るため、代表取締役社長を委員長に、社外有識者を含めた経営倫理委員会を設置し、経営上の観点から、事業全般についてのコンプライアンス上の課題検討を行い、全てのリスクに対処し、コンプライアンス上の問題が生じた場合は速やかに是正改善を図る。
- 3) コンプライアンス統括責任者としてCCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を任命し、CCOを委員長とするコンプライアンス委員会を、経営倫理委員会の下部組織として設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項を審議し、経営倫理委員会に報告を行う。
- 4) 独占禁止法違反の未然防止を図るため、営業本部長を委員長に、内部統制部員を含めた受注プロセス監視委員会を経営倫理委員会の下部組織として設置する。受注プロセス監視委員会は、入札案件について、入札前の段階において不適切な営業活動の有無をチェック、監視するとともに、同業他社等との接触状況について確認し、経営倫理委員会に報告を行う。
- 5) コンプライアンスに関する報告、相談ルートとして、社内と社外有識者による社外に、それぞれ専用の相談窓口(ヘルプライン)を開設し、コンプライアンス違反の未然防止に努める。なお、相談者の希望

により匿名性を保障するとともに、相談者に不利益にならないことを確保する。

また独占禁止法に精通する社外有識者を窓口とした独占禁止法相談窓口を設置し、日々の営業上の疑問点について相談することにより、独占禁止法違反の未然防止に努める。

- 6) 役員、職員に対し、定期的にコンプライアンス教育を実施するとともに、基本は職場におけるコンプライアンスの実践にあるという方針から、各部門にコンプライアンス推進責任者を配置し、コンプライアンスの徹底を図る。
- 7) コンプライアンスの違反者に対しては、社内規程に基づき厳正に対処する。
- 8) 取締役および職員の業務執行における法令、社内規程等の順守状況についての内部監査を定期的実施する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、業務文書管理規程に定める「業務文書の管理ならびに保存期間」に従って以下に列挙する職務執行に係わる重要情報を文書または電磁的記録により関連資料とともに保存、管理する。

- a 株主総会議事録
- b 取締役会議事録
- c 経営会議議事録
- d その他会社規則に定める委員会議事録
- e 稟議書
- f 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
- g 官公庁その他公的機関、東京証券取引所に提出した書類の写し
- h その他業務文書管理規程に定める書類

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスク管理を体系的に定めた危機管理規程を制定し、同規程に定めるリスクに対応する組織等で継続的に監視することとするほか、全社のリスクを管理する。
- 2) 重大事態発生時においては、危機管理規程に基づき、損害、損失等を抑制するための具体策を迅速に決定、実行する組織として、社長または社長が任命する者を本部長とする緊急対策本部を設置し、適切に対応する。
- 3) 内部統制部は、各部門のリスク管理の状況を定期的に監査する。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会：取締役については、実質的な討議を可能とする人数にとどめるとともに、取締役会は、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督する。
- 2) 執行役員制：取締役の職務の執行がより効率的に行われるべく、業務の執行にあたり、執行役員制を採用する。執行役員は取締役会で選任され、取締役会が定めた責務を執行する。
- 3) 経営会議：経営会議を設置し、当社経営にかかわる重要な業務執行の方針、業務案件を審議し、適正化を図る。
- 4) 稟議制度：重要な業務執行案件については、稟議により決裁する制度を構築する。

## (5) 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程等を通じ、次のとおり関係会社に対し適切な管理を行う。

- a 個々の関係会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・推進する。
- b 関係会社すべてに共通する事項を含めた企業行動憲章を定め、業務を適正におこなうための行動の指針とする。

- c 関係会社の経営者が適切な水準の社内規程を整備、運用するよう求める。
- d 関係会社の重要事項についての報告を求め、また役員を選任、剰余金の処分などの決議事項について、出資者として適切な意思表示を行う。
- e 関係会社についても、当社と共通のヘルプラインを開設するとともに、コンプライアンス研修会を定期的実施し、コンプライアンスの徹底を図る。
- f 関係会社に対し、当社内部統制部により定期的に内部監査を実施し、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する体制

- 1) 監査役は、監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、監査役の職務執行を補助する組織を総務部とする。
- 2) 監査役会ならびに監査役より、監査業務に必要な指示を受けた職員は、監査役会ならびに監査役の指示に従うとともに、守秘義務を負う。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、その他社内規定している重要な会議または委員会に出席する。
- 2) 監査役には稟議書その他重要な書類が回付され、または要請があれば速やかに関係書類、資料等が提出される。
- 3) 取締役は上記のほか、次に定める事項を監査役に対して報告する。
  - a 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - b 内部監査状況
  - c リスク管理に関する状況
  - d 重大な法令・定款違反
  - e ヘルプラインの通報状況
  - f その他コンプライアンス上重要な事項

(8) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- 2) 監査役が必要と認めたときは、社長と協議のうえ、特定の事項について内部統制部の協力を求めることができる。また、監査役は、管理本部その他各部門に対しても随時必要に応じて監査への協力を求めることができる。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社企業集団は、反社会的勢力や団体との関係遮断を断固たる決意で臨む。その旨「企業行動憲章」に定め、役員に対する教育・啓蒙活動を通じて周知、徹底を図るとともに、事案発生時には、社内関係部門間の情報共有および関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取ることで、組織全体として速やかに対処できる体制を構築する。

以上